

議案第107号

川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年 6月15日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

川崎市立学校の設置に関する条例（昭和39年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第2川崎市立東橋中学校の項中「川崎市高津区子母口321番地」を「川崎市高津区子母口730番地」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

東橋中学校を移転するため、この条例を制定するものである。